**平成２２年（フ）第１０９６号**
京都市東山区今熊野南日吉町30番地26
債務者　大久保智子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０９９号**
京都市南区西九条高畠町７番地
債務者　毛利　昭子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１５２号**
京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字紫坊48番地の１、住民票上の住所京都府宇治市木幡内畑34番地の６　ユニ宇治マンション１号館704号
債務者　脇田　吉史
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２５８号**
京都市伏見区桃山南大島町１番地の４　桃山南団地32棟503号
債務者　八木　博文
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１３０８号**
京都市西京区大枝北沓掛町１丁目５番地１　サンシティ桂坂ロイヤル壱番館210号
債務者　松井由美子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１３２４号**
京都府城陽市寺田深谷89番地　京都府営住宅城南団地３棟511号
債務者　熊﨑　晶子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１３３０号**
京都市中京区西ノ京左馬寮町10－３　サンヴェール二条311号、住民票上の住所愛知県一宮市丹陽町九日市場字宮浦1409番地１　メゾンド優103号
債務者　河合　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第７７号**
北海道室蘭市高砂町３丁目３番13号
債務者　小竹　秀幸
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２２年（フ）第１０５号**
北海道室蘭市中島町３丁目20番１号
債務者　斉藤　政広
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２２年（フ）第１０９号**
北海道室蘭市絵鞆町３丁目５番10号
債務者　山下　　博
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２２年（フ）第１１０号**
北海道室蘭市絵鞆町３丁目５番10号
債務者　山下　富子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２２年（フ）第３１８号**
愛知県一宮市奥町字大切前39番地１
債務者　八木　京子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第３４９号**
愛知県一宮市中島通２丁目26番地
債務者　小沢　明繁
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第６０２号**
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目21番33号山野マンション302
債務者　古川奈々美
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第６３５号**
大阪府岸和田市天神山町１丁目３番10―306号
債務者　田﨑　紀子（旧姓権藤）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第６４３号**
大阪府泉佐野市鶴原259番地の13
債務者　古川　有里
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第６５５号**
大阪府岸和田市下松町２丁目11番45―301号、前住所大阪府貝塚市麻生中1061番地コトブキコーポ202号
債務者　近藤来利子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係